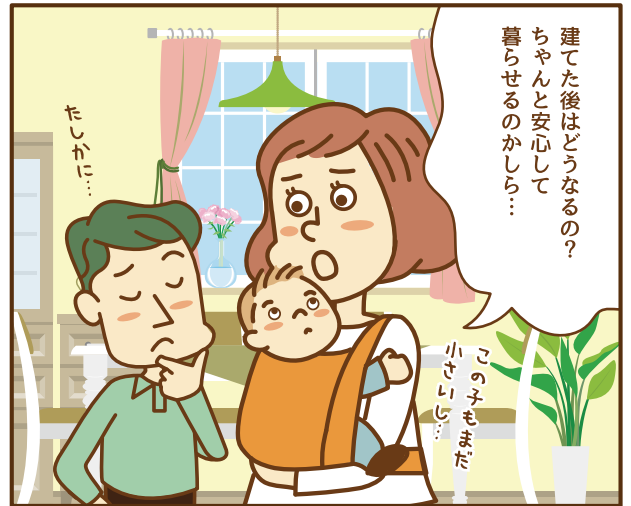




憧れのマイホーム 「新築派」のポイントは “賢く選んで、安心して暮らす”



(じゅうたくかしたんぼせきにん)

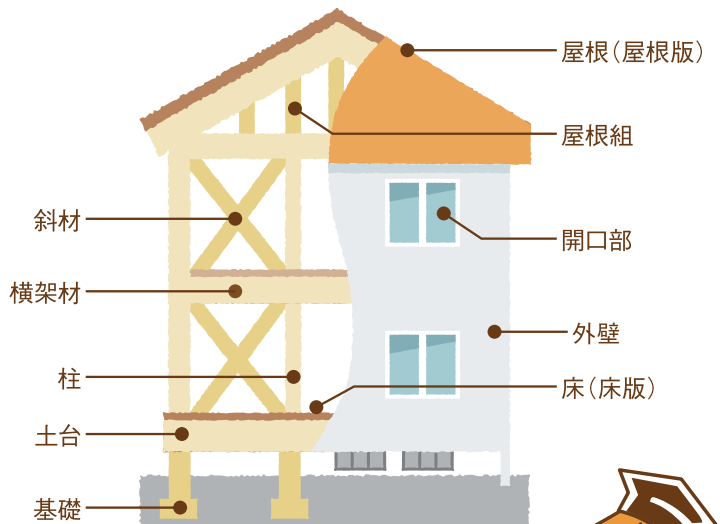
新築から10年間、安心保障が受けられる「住宅瑕疵担保責任」

新築住宅は10年間の保証が定められているので瑕疵(欠陥)が見つかった場合には住宅事業者が無償で直さなければなりません。

定期的な点検で住まいの状態を把握して、適切な修繕を心がけることも重要になります。

床材の傷や反り、建具・金具の不良、雨漏りなど、住人の目に見える部分は1年毎に、基本設備や構造部分などの住宅事業者などの専門業者による点検は5年毎に行いましょう。

木造(在来軸組工法)戸建の例



義務づけられている、10年間の「住宅瑕疵担保責任」とは？

住宅の基礎や柱、外壁や屋根などの主要な基本構造部分の不具合に対して10年間に渡り補修などを行います。



新築 の場合

これからの時代の新基準！ 新築住宅なら「長期優良住宅」

見た目が新しい
だけじゃない！
新築住宅の主流になりつつある
長期優良住宅を！

ご存じですか？

某新築住宅展示場

見た目もキレイだし
設備も充実してるよ！

やっぱり
新築はいいなあ

長期優良住宅ってどんな家？

一戸建て住宅のイメージ

省エネルギー性【断熱等性能等級4】

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されている。

劣化対策【劣化対策等級3】+α

数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できる。

耐震性【耐震等級（倒壊防止）2以上】または【免震建築物】

極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減が図られている。

維持管理・更新の容易性【維持管理対策等級3】

構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理（清掃・点検・補修・更新）を容易に行うために必要な措置が講じられている。

住戸面積

75㎡以上（かつ、ワンフロア40㎡以上）

居住環境

地域における居住環境の維持及び向上に配慮されている。

維持保全計画

建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修に関する計画が策定されている。

※概要のみ記載しています。【】書きは住宅性能表示基準と関係するものです。



毎年
約10万戸
増加！

新築戸建の
4戸に1戸が
長期優良住宅

断熱等性能等級4

劣化対策等級3

維持管理対策等級3

については、
**住宅性能表示基準^(*)の
最高等級です！**

^{*}住居の品質確保の促進等に関する法律
(平成11年法律第81号)の規定による
日本住宅性能表示基準

様々な優遇措置も
受けられますよ！

購入時の登録免許税が減税

不動産取得税が減税

ローン控除の控除額が上乘せ

さらに！
建物の耐久性や
維持管理のしやすさが
一定基準を満たして
「長期優良住宅」として
認定されると